

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率

「健全化判断比率」は、令和 5 年度決算と同様に**すべての指標が早期健全化基準を下回っています。**

指 標	令和 6 年度 決 算	令和 5 年度 決 算	早期健全 化基準	財政再生 基準
① 実質赤字比率 ・一般会計等に生じている赤字の大きさを、財 規模に対する割合で表したもの	— (赤字なし)	— (赤字なし)	3.75%	5%
② 連結実質赤字比率 ・公営企業を含む、全会計に生じている赤字の 大きさを、財政規模に対する割合で表したもの	— (赤字なし)	— (赤字なし)	8.75%	15%
③ 実質公債費比率 ・県の借入金の返済額の大きさを、県の財政規 模に対する割合で表したもの	9.2%	9.3%	25%	35%
④ 将来負担比率 ・県の借入金など現在抱えている負債の大きさを、 県の財政規模に対する割合で表したもの	130.0%	133.6%	400%	—

2 公営企業の資金不足比率

令和 5 年度決算と同様に、各公営企業会計において**資金不足を生じなかったため、比率が算定される会計はありません。**

会 計 名	令和 6 年度決算	令和 5 年度決算
群馬県流域下水道事業会計	—	—
群馬県電気事業会計	—	—
群馬県工業用水道事業会計	—	—
群馬県水道事業会計	—	—
群馬県団地造成事業会計	—	—
群馬県施設管理事業会計	—	—
群馬県病院事業会計	—	—

(参考) 財政健全化法の概要

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年 6 月公布)において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する財政指標として、一般会計等では「健全化判断比率」(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)、公営企業会計では「資金不足比率」が設けられています。
- 健全化判断比率においては、いずれかの比率が早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。各公営企業会計の資金不足比率においても、経営健全化基準(20%)以上になると経営健全化計画の策定が義務付けられます。

各指標の算定結果

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

－(赤字なし)

実質赤字比率は、一般会計等に生じている赤字の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※標準財政規模 … 標準的に収入が見込まれる税収や地方交付税などの一般財源の規模を示すものです。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分		収 支
①一般会計		70
②特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	0
	農業改良資金	0
	県有模範林施設費	0
	中小企業高度化資金	0
	用地先行取得	5
	収入証紙	3
	林業改善資金	0
	公債管理	0
	中小企業振興資金	0
	新エネルギー	1
合計(①+②)		80億円

標準財政規模 4,705億円

【参考値】

早期健全化基準

黒字
(1.69%)

赤字

3.75%

>

(2) 連結実質赤字比率

－(赤字なし)

一般会計等、及び公営事業会計（国民健康保険特別会計及び公営企業会計）を含む県の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

本県では、一般会計等の実質赤字、及び公営企業会計の実質赤字または資金不足は生じていないため、連結実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額} + \text{公営事業会計の実質赤字額または資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分		収 支
①一般会計等		80
②公営事業会計	国民健康保険特別会計	26
	流域下水道事業（県土整備部）	14
	電気事業	389
	工業用水道事業	24
	水道事業	149
	団地造成事業	158
	施設管理事業	10
	病院事業（病院局）	46
	公営企業会計 計	790
公営事業会計 計		816
合計(①+②)		896億円

資金剰余(不足)額 = 流動資産 - 流動負債

【参考値】

黒字

(19.03%)

早期健全化基準

赤字

8.75%

標準財政規模 4,705億円

=

>

(3) 実質公債費比率

9.2%

実質公債費比率は、県の借入金（県債）の返済額（公債費）の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県の実質公債費比率は、早期健全化基準(25%)及び財政再生基準(35%)を大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{県債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \quad \text{の 3 か年平均}$$

(小数点以下第2位を切捨)

① 単年度比率の比較（令和5年度・令和6年度）

分子となる県債の元利償還金等が減少したことに加え、分母となる標準財政規模が税収の増等により増加したため、比率は前年度に比べ約0.5ポイント減少（改善）しました。

② 実質公債費比率（3か年平均）の比較（令和3～令和5年度・令和4～令和6年度）

令和3年度と令和6年度の比較で、約0.4ポイント減少（改善）したため、3か年平均は前年度に比べ約0.1ポイント減少（改善）しました。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①県債の元利償還金等	1,001	993	988	973
うち元利償還金	788	768	753	728
うち満期一括償還県債の償還準備積立	183	197	210	223
うち債務負担行為に基づく支出等	31	29	25	22
②交付税に算入された元利償還金等	619	606	610	588
③元利償還金等の財源に充てられた特定財源	11	10	9	25
分子④＝①－(②＋③)	371億円	376億円	369億円	361億円

⑤標準財政規模	4,658	4,530	4,593	4,705
⑥交付税に算入された元利償還金等(再掲)	619	606	610	588
分母⑦＝⑤－⑥	4,039億円	3,923億円	3,983億円	4,117億円

単年度比率 ④／⑦	9.19477	9.59392	9.26465	8.76244 ※R6-R5 (▲0.50221) ※R6-R3 (▲0.43234)
-----------	---------	---------	---------	---

令和5年度決算の比率 (令和3年度～令和5年度の3か年平均)	9.3
令和6年度決算の比率 (令和4年度～令和6年度の3か年平均)	9.2(▲0.1)

令和6年度決算に基づく実質公債費比率

9.2%

早期健全化基準

25.0%

<

(4) 将来負担比率	130.0%
------------	--------

県の借入金（県債）など現在抱えている負債の大きさを、県の財政規模に対する割合で表したものです。

本県の将来負担比率は、早期健全化基準(400%)を大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100$$

【前年度との比較】

- 県債残高の減少や県債の償還に充当可能な基金残高が増加したこと等により、分子の増加を33億円に抑制できました。
- 一方、標準財政規模の増加等により、分母は134億円増加しました。
- この結果、将来負担比率は前年度に比べて3.6ポイント減少（改善）しました。

(単位:億円。表示単位未満は四捨五入)

区 分	令和5年度	令和6年度	差引
A 将来負担額	15,464	15,131	▲ 333
①県債現在高(※)	13,526	13,244	▲ 283
②債務負担行為に基づく支出予定額	6	5	▲ 2
③公営企業会計等への負担見込	209	210	1
④退職手当の支給予定額	1,709	1,662	▲ 47
⑤公社等の負債等に係る負担見込額	13	11	▲ 2
B 充当可能基金	1,975	1,999	23
①財政調整基金・減債基金(②を除く)	951	890	▲ 61
②満期一括償還県債の償還準備積立分	960	1,050	90
③その他	64	59	▲ 5
C 充当可能特定財源	103	102	▲ 1
D 交付税算入見込額	8,063	7,675	▲ 387
分子 A-(B+C+D)	5,323億円	5,355億円	32億円

E 標準財政規模	4,593	4,705	112
F 交付税に算入された元利償還金等	610	588	▲ 22
分母 E-F	3,983億円	4,117億円	134億円

将来負担比率(分子/分母)(%)	133.6	130.0	▲ 3.6
-------------------------	--------------	--------------	--------------

※ 満期一括償還県債の償還準備積立分を、県債残高から控除していない。

令和6年度決算に基づく将来負担比率

130.0%

早期健全化基準

< 400.0%

2 資金不足比率	該当なし
----------	------

電気事業や病院事業等の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本県では、令和5年度決算と同様に、各公営企業会計において資金不足を生じなかったため、比率の算定される会計はありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模(営業収益)}} \times 100$$

【(例) 電気事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産 408 億円} - \text{流動負債 20 億円}}{\text{営業収益 122 億円}} \times 100 = +319.4\%$$

(注) 金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、端数において計算結果と一致しません。

○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	令和6年度 資金剰余(不足)額 (億円)	令和6年度 事業の規模 (億円)	資金剰余(不足) 比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	流域下水道事業会計	+14	44	(+31.0)	▲ 9
2	電気事業会計	+389	122	(+319.4)	▲ 24
3	工業用水道事業会計	+24	16	(+153.4)	▲ 3
4	水道事業会計	+149	41	(+364.6)	▲ 8
5	団地造成事業会計	+158	313	(+50.4)	▲ 63
6	施設管理事業会計	+10	14	(+71.3)	▲ 3
7	病院事業会計	+46	258	(+17.8)	▲ 52

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。